

○総務省告示第二百七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前
一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の 総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 「1～14 略」 15 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行 う陸上移動局に使用するための無線設備 「二 略」		一 「同上」 「1～14 同上」 「新設」 「二 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		